西洋法継受と立憲国家の形成(一)

ーローレンツ・フォン・シュタインの資料的研究を通じて――

宇都 宮 純

目 次

はしがき

(一) 前史としての「岩倉使節団」 序説―問題の所在

=伊藤博文独墺憲法調査の契機としての明治一四年の政変

独墺に於ける伊藤博文の憲法取調

明治期日本に於ける西洋法制への全面的転回―法の継受と法学の継受をめぐって―

(i) フランス法の模倣

îi ドイツ法への転換

iii 法の継受と法学の継受(法律継受と学説継受)について(以上本号)

ローレンツ・フォン・シュタインの憲法立法への寄与

シュタインの明治憲法及び附属法令立法への寄与について

シュタイン憲法草案(「スタイン氏起草日本憲法按」)について

四 ローレンツ・フォン・シュタイン関係資料の系譜と考証

- (二)「シュタイン遺文書」紹介の先触れ(一)「シュタイン遺文書」の成立の経緯とその意義
- 五 「ローレンツ・フォン・シュタイン遺文書 (Lorenz-von-Stein-Nachlaß)」の内容と考証
- (i) Andrea Boockmann 女史の分類

(一) 「シュタイン遺文書」の分類

- (二)「シュタイン遺文書」の内容と考証(ブークマン女史の目録未掲載史料を含む)(ⅱ) 早島瑛教授の分類
- (ii) 子息エルンストとの往復書簡

(i) シュタイン宛書簡

(iv) 遺稿

îii

講義類

- (v) 文献類
- (w) その他の文書史料(名刺、書状など)
- 「シュタイン遺文書」に見るシュタインの憲法立法への寄与

七六

は L が ŧ

研究の背景と本稿の 目的 構成

らかにすることを通じて解明し、 タインが及ぼした理論的影響を、 文書 (Lorenz-von-Stein-Nachlaß)」を主たる研究素材として、 タインの思想的基点を提示し、ひとつの整合的なシュタイン解釈を打ち出す試みも模索されているのである。 学者であるが故に、これまで国の内外においてシュタインの名の下に展開されてきた研究も、 たさまざまの領域において学問的寄与を為した学者として夙に有名である。このようにさまざまの領域で活躍した 学者である。さらに一般的には、 の紹介、 本稿は、 口] という側面を、 ドイツ社会学、 ンツ・フォン・ F シュタイン像の混迷という事態に立ち至っているとの指摘がなされているところである。その為、 イツ連邦共和国キール市に在るシュレスウィッヒ・ 彼の学問的営為の全体像に関する研究業績を念頭に置きながら解明しようとするものである。 行政学の構築、 シュタインは、 いわゆる「シュタインにおける日本問題」あるいは 前記遺文書に収められているシュタインが遺した手紙類、 彼の同時代の社会主義、 教育学、 日本の明治憲法 財政学、 (大日本帝国憲法) 共産主義運動の研究、 国民経済学の分野での業績、 明治憲法の制定、 ホルシュタイン州立図書館所蔵の の制定に国外に在って深く関わ 地方自治、 プロレタリアート概念のドイツへ 「日本におけるシュタイン問 社会国家思想の展開 講義草稿等の内容を明 財政制度の創設に かなり錯綜している。 「シュタイ いった法 遺

海外における研究状況

上記シュタイン遺文書の読解に関してはドイツ語圏におい ても、 英語で書かれた手紙類の研究が進み、

論 由で、必ずしも十分に読解が為されているとは言い難 成果が多数公刊されているが、日本語で書かれた文書については、 ζŹ 日本語であること、毛筆書きであること等の理

行政学等の理論的特色の析出、 日本においても、 一部に研究の端緒は見られても、 解明に多く注がれている感がある。 シュタイン研究の主たる関心は、 かれの法思想や国家

(三) 本稿の具体的構成

子息エルンスト (Ernst von Stein) が一八八七年から一八八八年にかけて来日したことは夙に知られているが、 の整備のためにシュタイン本人を日本に招聘しようとしたが、シュタインが高齢を理由にこれを固辞し、 その他の重要人物がシュタインと交流していることが、前記遺文書から窺われる。また、伊藤博文が、教育制度等 ていくこととする。 て検討を加え、合わせて伊藤博文をはじめ、岩倉具視以下の明治の元勲たちとシュタインとの交流の実態を解明 れることのなかった当時の書記生、すなわち河島醇や渡邊廉吉とシュタインとの学問的交流の実態にも焦点を当て タイン解釈の地平を開拓することに寄与しようとするものである。 一〇年から二一年にかけて日本に滞在したこのエルンストと日本の政府関係者との交流や日本における彼の行動を 「シュタインにおける日本問題」あるいは「日本におけるシュタイン問題」の総合的解明を目指し、統一的なシュ そこで本研究は、 いわゆる「シュタイン詣で」と称される現象に登場する人物以外にも、 憲法制定を中心とした明治期の近代立憲国家建設に対するシュタインの関わり如何という前記 そして具体的には、 これまであまり取り上げら 数多くの明治の元勲や 代わりに 明治

その研究

知る上で興味深い資料も前記遺文書には収められているので、この点にも注目しておきたい。

関係文書を検討、分析することで、彼ら書生たちの役割とシュタインの書生たちに対する評価等を確定し、次いで 以下においては、「シュタイン遺文書」における河島醇、 渡邊廉吉関係資料を検索、 調査し、 合わせて河島、 渡邊

分類、分析して、伊藤博文をはじめ明治の元勲たちとシ

なお、

る。

(基盤研究(C)(2))の交付による研究成果の一部であ

タインの交流の総合的、 全体的解明、 把握を行いたい。

本稿は、平成七~八年度文部省科学研究補助金

「シュタイン遺文書」の手紙類、講義草稿を中心に検討、

序説 Ĩ 問題の所在

前史としての「岩倉使節団

この使節団は、右大臣岩倉具視を最初の特命全権大使、大久保利通、木戸孝允、 てその間に、 正の端緒を摑むために、 明治四年、 それら諸国の文明をあらゆる面から研究することを目的として、使節団を米欧に派遣することとし、 太政官政府は、諸外国と締結した条約の最初の見直し期限が明治五年に迫っていたことから、 実質的には諸外国との条約改正をしばらく延期することを条約締結諸国に通告し、 伊藤博文、山口尚芳を副使として 合わせ

総勢四六名(「外交文書」では四八名)の大使節団で、 明治四年一一月一二日 (陰 暦) (西暦一八七一年一二月二三 31

令の一節に曰く、 に最初の訪問先アメリカ合衆国に向けて出発した。 いわゆる「岩倉使節団」である。岩倉たちに与えられた指

24巻1号

論

説

ヲ我国民ニ施設スル方略」

を探索せよ。

欧米諸州、

開化最盛ノ国体諸法律諸規則等、

実務ニ処シテ妨ゲナキヲ親見シ、其公法然ルベキ方法ヲ探リ、

之

さらに使節団の意図と目的を記した「事由書」に曰く、

其事務ヲ行フ景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スヘキ目的ヲ立ツヘシ 課 制度法律ノ理論ト其実際ニ行ル、処ト研究シ、 外国事務局、 議事院、 (以下省略)」(大久保利謙 裁判所、 会計局等ノ体裁ト

使節団の研究』一六二頁参照

じ、徹底的に欧米先進各国を視察することに切り替えられる。まさに太政大臣三条実美の送別の言葉にいうように、 初の条約改正の延期の申し入れ、あるいは改正の端緒を摑むという第一の目的を断念し、それぞれの専門分野に応 に帰国する。この一年九カ月二一日に及ぶ米欧回覧は、早くもアメリカで条約改正は時期尚早との結論に達し、 オーストリアと、ポルトガルとスペインを除くヨーロッパのすべての国々を巡って、明治六年九月一三日 り、イギリスからフランス、オランダ、ドイツそしてロシア、さらに北欧諸国、そして南下してスイス、イタリア、 岩倉使節団は、 明治四年に出発して、先ずアメリカに渡り、其の地で約八カ月を過ごし、その後ヨーロッパに渡

次のような事柄であった。すなわち、 それでは岩倉使節団の米欧回覧の果実は、如何なるものであったのか。これまで定説として述べられてきたのは、 同使節団は、 アメリカの民主主義や共和の精神を知り、イギリスの立憲君主

「海ニ火輪ヲ転ジ、

陸ニ汽車ヲ輾ラシ、万里馳駆、

英名ヲ四方ニ宣揚」する大胆な視察旅行であった。

岩倉、木戸、大久保、 ビスマルク曰く、 明治六年三月六日にベルリンに到着して以後、ドイツ皇帝に拝謁したり、学校、工場を見学した後、三月一五日、 種の近代的専制支配を、 0 ·政治制度を知り、パリの共和制を見てきた後に、結局はプロイセンのビスマルク指導のもとに進められている一 伊藤ら全員が宰相ビスマルクに招かれて、 自分たちの国の今後の方向にふさわしい政治の方向として学び取ったというものである。 晩餐の席に列し、彼の有名な卓上演説に接する。

モ親睦ナル国ナルヘシト謂ヘリ、」 (久米邦武編著『特命全権大使米欧回覧実記』より) 態ヲ親知セルニヨリ、尤モ深ク諒知スル所ナリ、予カ世議ヲ顧ミスシテ、 ノ交ハ、未タ信ヲオクニ足ラス、諸公モ必ス内顧自懼ノ念ヲ放ツコトハナカルナラン、是予カ小国ニ生シ、 聞ク英仏諸国ハ、 故二当時日本二於テ、親睦相交ルノ国多シトイヘトモ、 海外ニ属地ヲ貪リ、 物産ヲ利シ、其ノ威力ヲ擅ニシ、 国権自主ヲ重ンスル日耳曼ノ如キハ、 国権ヲ完ニセル本心モ、 諸国ミナ其所為ヲ憂苦スト、 其親睦中ノ最 亦此ニ外ナラ 欧州親

スマルク、 明治新政府の指導者たちに訴えるところが強かったのは想像に難くない モル トケの指導のもとに近代国家としての統一を成し遂げたばかりのドイツが、 自分たちの国 の範型と

大久保や伊藤らは、このビスマルクの演説に深く共鳴するところがあったと推測される。

ウイルヘルムー

世とビ

そして、岩倉主席全権大使を中心とする残りのメンバーは、 再びドイツを訪れ、 その後、 使節団 行は、 ミュンヘンを経由してイタリアに入る。この頃、大久保や木戸は既に帰国の途につい 明治六(一八七三)年三月末ベルリンを発して、 イタリア滞在を終えると、北上してウィーンに出て、 ロシアに向 か V 北 欧 を経 ていた。 五月に

論

折 ていたのみならず、彼は「岩倉使節団の書記官としてウィーンに滞在した際に、この有名な教授と知己にな」り、 ユ しも開催されていた万国博覧会を見学する。この時の経緯について一説には、 タインも出席していたとの指摘がある。また、 さらに伊藤博文自身、 このレセプションでシュタインと接触し 日本使節団の歓迎レセプションに

州を豊かにするかもしれない伝統的美術と宝物に注意するように指示した。伊藤とローレンツ・フォン・シュタイ

いつも日本を急速に欧化しないよう戒め、

欧

その上「シュタインに心酔した」のであり、「シュタインは客たちに、

すると、 ンとの出合いは、 ィーン大学で学んだ経験のある河島醇が加えられて、随行したことも関わってくることになるであろう。 めに意図していた人物の存在を推定することも可能になろう。また、このことには、 一五)年に伊藤がヨーロッパ、 それはともあれ、 伊藤は、 正式に講義を受ける九年前には既にシュタインの知己を得ていたことになるし、一八八二(明治 マクス・フォン・ガーゲル男爵の屋敷であった」との指摘も存する。このような指摘が正しい(2) 特に独墺へ憲法調査に行くに際して、「碩学ノ士ト相接」するという目的を果たすた 伊藤らの一行の憲法調査にウ 国視

1 П

ツ

全国 改革の後始末のなかに、 うとしたものであった。 (3) の中心人物が大挙して欧米先進諸国を視察に出かけること自体が大胆な決断の結果と考えられるが、(4) それぞれの国家の文明の動態や現状、 対象は多岐にわたり、 国家見学の旅は、 の財権を一手に収めた大蔵省に対する不満に基づく制度改革を凍結するという狙いがあったとの指摘も存 岩倉使節団の新しい国づくりのための青写真、 個々の政府機関、工場施設、教育機関や軍事施設を観察し、それらを鋭い観察眼で書き留め、 明治初期の政治指導者、 欧米行きを必然にさせる原因があったに違いないとして、 徳川幕府支配下の封建領有制を解体するために断行した廃藩置県の四カ月後に、 ひいては西洋文明の根本の精神の歴史にまで踏み込んで、 官僚、 知識人たちのそれぞれの使命や研究能力に応じて、 設計図を求めてのアメリカ、 廃藩置県及び民蔵合併の結果 総合的に把握しよ Ξ 説には、 明治政府 パ 諸 大

これ以上の制度改革を必要としない税制の統一と地方統治体制の整備を着々と進めることができるとの大蔵大輔 第四巻三八○−三八一頁)にすることができ、左院の発言権を封じれば、大蔵省は正院を形の上だけで尊重して、 凍結することができ、そのことによって立法部に当たる左院には仕事がなくなり、「閉局同様」(『大久保利通文書』 廃藩置県と大蔵省への権限の集中を推進した大久保や木戸が海外視察に出てしまえば、その間の制度改革を

井上馨の主張を手掛かりとしての立論である。

ギリスの貨物船に乗り込み、ロンドンへと密航するという経験をしているのである。けれども、それらの知見は 黒田清隆、 同時に明治五年からの条約改正の交渉の機会の延期を欧米各国に了解してもらうこと、第二に法律、経済、外交、 として、その目的は、 軍事、 福沢諭吉の「西洋事情」が既に明治三年までに完結し刊行されていたし、井上馨(聞多)や伊藤博文(俊輔)、 派遣人員の顔ぶれを決定するについても紆余曲折があったのであるが、海外派遣の政治的意図はともかく(6) 山県有朋などは、すでに外国見聞の経験を持っていた。伊藤は文久三年(一八六三)に井上とともにイ 宗教などの欧米の制度の視察にあった。尤も、明治の新国家のための青写真が全くなかったわけでは 前述のように二つ、再述すれば、第一に近い将来に条約改正を求めることを明らかにしつつ、

治家が勇躍して海外視察に出かけることとなった模様である。 それほど大きいものではなかったと考えられる。 言わば断片的なもので、国家全体の設計図を描くまでには至っていなかったし、伊藤らの政府部内での発言力も、 そこで、岩倉、木戸、大久保といった当時の明治政府の中心的政 説には、 コ

プトは 節団がこの視察旅行で得た日本の近代国家の青写真は如何なるものであったのか。 「和魂洋才」であると指摘される(泉三郎)。欧米先進国の新技術、 つまり洋才は有無をいわせず取り入れて その

論 を創建していくことになるというわけである。こうした青写真の基本的な性格を比喩的に表現すれば、 でもなく、 富国強兵を図る、これに対して政体は、 帰国後、この方針で大久保がレールを敷き、伊藤がそれを継承して、「和風の近代国家」ともいうべき「明治」 日本の国家サイズや国家としての後進性に似通ったところのあるドイツが範型として選び取られ 和魂、すなわち、アメリカ共和制、 イギリス君主制、 フランス第三共和制 国力の源泉

を自由にではなくて官僚国家に求め、「入亜入欧」の教えを斥け、「脱亜入欧」を採択し、小国に学ぶことをやめ

ばらに提出され、使節団の公的統一的な見解を捉えることができないことなどを、その理由として挙げていること であろう。 にも留意する必要があろう。 見解が、 志向し、「富国強兵」「脱亜入欧」などの帝国主義的政策をとる方向づけを与えたとする見方には異論も存し、この 選択」より)。ただ、岩倉使節団に関して、日本の近代化のデザインにあたって、明治政府がプロイセン型の帝国を 大国主義を選び取った、 伊藤らの描く日本の近代国家建設の範型として大きくクローズアップされたことは、 岩倉とイギリスを準拠国とする木戸の対立や伊藤が独自の見解を有していたこと、各理事の報告書もばら そして、それは、 ということになろうか(NHK制作「日本の座標軸・岩倉使節団一二五年目にみる現代の が、使節団の視察旅行の結果、ドイツ・プロイセン(あるいはオーストリア) のちの明治憲法の骨格を規定することになるいわゆる岩倉意見書(「大綱領」等)に色 間違いのないところ

伊藤博文独墺憲法調査の契機としての明治一四年の政変

濃く反映されることになるのである。

有名な会談で、三人が中心になって憲法制定、 四年一月下旬の熱海における伊藤博文、 国会開設に政府を導いていくことを確認したにもかかわらず、同年 井上馨、 大隈重信の三者会談、 日本近代史上「熱海会談」として

口 の総選挙を行 大隈は、井上馨を出し抜いて、左大臣有栖川宮熾仁親王に、本年中に憲法を制定し、翌明治一五年中には第 明治一六年には第一回の議会 (国議院) を召集するという建議書を単独で提出するという挙

に出た。

同建議書に曰く、

立法と行政とを一源に帰せしむるはその実なり。」(春畝公追頌会編『伊藤博文傳』中巻(一九四〇)二〇三頁) 形に存せず。立法、 の輿望の焦点をなす者は國議院内に多数を制する政党の首領なりとす。立憲政體の妙用はその実に在りて、 選挙せしめ、十六年首を以て議院を開くべし。君主は國民の輿望を察して政府の顕官を任用すべし。而して國民 「今や國議院の設立を請願する者野に満つ、これ同院設立の機熟せるなり。宜しく明治十五年末を期して議員を 司法、 行政の三権を分離するはその形にして、國議院内多数党の首領を政府の顕官に擧用し、 其の

建議書を見せてその意見を求めるとともに、参議伊藤博文にもこれを示して、伊藤は大隈建議を全部筆写している。 岩倉の下問に対して井上毅の回答は、次のように述べる、曰く、 この建議書が、太政大臣三条実美、右大臣岩倉具視の知るところとなり、岩倉は、太政官法制部の井上毅にこの

八八一年六月一四日付岩倉具視宛井上毅書簡、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 改革セントスルモノニシテ、一蹶シテ歐州各國之上ニ凌駕セント欲ス、此事実ニ容易ナラサル儀ト存候へバ、」(一 ニへ、立法之権而巳ナラス、併テ行政之実権ヲモ付与スルニ至ラス、彼レ秘書ノ如キハ、其主義全ク英國ニ依リ、 先日秘書內見被賜候後、 潜心熟考致候ニ、歐州各國、殊ニ獨乙國ノ如キハ、決テ英國ノ如キ十分之権力ヲ議院 史料篇 第四』(一九七一年)

論

二〇七頁)

また、 伊藤博文は、 明治一四年七月一日三条太政大臣に書簡を送り、次のように述べる、曰く、

御座候へ共、 「大隈の建白は、恐らくは其出処同氏一己の考察には有之間布様狐疑仕候。 博文は、 当官御放免奉願候外御座なく候。実に不堪杞憂之至。」(前掲『伊藤博文伝』中巻二〇六 唯今の形勢なれば、甚だ恐縮の至に

シャ流の立憲政治への移行を推進するよう促している。(ユ) を批判し、 は、大隈建議の早急な日程案に反発を表明している。 のであると把握し、立憲制に移行するとしても、欧米の中で最も議会主義的なイギリスをモデルにする必要はない 右記のように、井上毅は、 王権や政府権限の強いプロシャ流の立憲制を対置したのに対して(プロシャ型の井上毅構想」)、 井上毅と同様に大隈 大隈建議がイギリス流の立憲制、 (=福沢)のイギリス流立憲制にプロシャ流立憲制を対置し、 また、井上馨は、伊藤に送った書簡の中で、 特に議院内閣制を一挙に日本に導入しようとするも 伊藤に率先してプロ 大隈の機会主義 伊藤博文

三年を期しての国会開設の詔勅をもたらしたのが、 立憲制への早期移行の方針を固めつつあったのが、 った。この暴露の黒幕が大隈であると薩摩派閥、 当初はイギリス流立憲制かプロシャ流立憲制かの間で意見の相違が存したものの、 特に開拓使長官黒田清隆に受け取られてのことである。ここに黒 開拓使官有物払下げ事件の福沢諭吉系の諸新聞による暴露であ 急転直下明治一四年一〇月の大隈重信筆頭参議 明治政府としては の罷免、 明治二

に至り、

御学問所にて勅書を下付する。その勅書に曰く、

書の見解を明治政府の憲法起草方針とすることを前提として)という課題が残されたわけである。 なった形での「明治一四年の政変」が起こり、これにより、その要因の一つとなった憲法問題: 田と伊藤、 に対抗するためにイギリス流でない憲法を政府側が作成して、これを提示して政局を収拾する 井上馨そして岩倉具視との連携が生まれ、大隈の罷免と「立憲制移行の一〇年延期」とがワンセットに(エン (いわば、 すなわち大隈建議 岩倉意見

三) 独墺に於ける伊藤博文の憲法取調

天皇は、 年二月二五日参議兼参事院議長の兼官を依願免官され、憲法実地調査のため欧州各国に派遣を命ぜられるに至る。 博文は、 ロシャの立憲制についての知識は乏しく、大隈や福沢諭吉らに急迫されてプロシャ型の憲法の導入を決断した伊藤 れて、先ずプロシャ型の政体を当面の日本の近代国家建設の範型とすることとなった。ただ、井上毅を除くと、プ 大隈だけであって、伊藤博文にはこれと対抗しうる具体的構想が煮詰まっておらず、岩倉や井上毅の進言を受け容 の政変は、一つには行財政整理の問題、一つには憲法問題であったとされ、この時に具体的構想を持っていたのは(3) 右に見たように明治憲法の制定が正式に決定されたのは、 明治二三年秋を期して国家を開設するとの天皇の詔勅を受けて、政変に一段落ついた明治一五(一八八二) 同月二七日欧州各国における憲法制度の組織及び運用を調査すべき旨の沙汰を伊藤に下し、なお三月三日 いわゆる「明治一四年の政変」によってであった。

|朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖モ其経営措畫

當ラシメ爾カ萬里ノ行ヲ労トセスシテ此重任ヲ負擔シ帰朝スルヲ期ス」(前掲『伊藤博文傳』中巻二五三頁 碩學ノ士ト相接シ其組織及ヒ実際ノ情形ニ至ルマテ観察シテ餘蘊無カラシメントス茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ ニ至テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ以テ采擇ニ備フルノ要用アルカ為ニ今爾ヲシテ歐州立憲ノ各國ニ至リ其政府又ハ

部で三一カ條が記してあった。その筆頭に挙げられた條項に曰く、 この勅書が下付されるとともに、伊藤は、その調査すべき事項を列挙した訓條を受け取っている。 そこには、

研究スヘキ事」(前掲『伊藤博文傳』中巻二五三頁) 「一、歐州各立憲君主國ノ憲法ニ就キ、 其淵源ヲ尋ネ、 其沿革ヲ考へ、其現行ノ実況ヲ視、 利害得失ノ在ル所ヲ

航する。 同年三月、 伊藤四二歳の時である。 伊藤は太政官や各省の中堅官吏を率いて、 この時の伊藤自身が考えていた憲法取調の主要な目的は、 憲法取り調べのためにプロイセンを中心にヨ 以下のようである、 ī Ü ١٩ に渡 日

<

既に物故した井上毅は漢學の素養深き人であるから、彼を日本に残して國體上に憲法政治の適合する研究を依囑 を調査し、 「平素學問上に於て親近なる人々と謀り、日本に適した憲法を研究しようと思って、また一面には我國家の淵源 自分は命を奉じて研究の為歐州に出張した次第である。」(明治四二年八月五日青森歓迎會に於ける演説・平 面には歐州に於て、君主主義に則った憲法を調査する必要を認め、後年文部大臣となったが、 今は

全

在野

運

動の主流は、

政党内閣主義が占めていく、

ということになる。

塚篤編『続伊藤博文秘録』(一九三〇) 二四六頁以下)

治一 る。 政府 シ 論的武装を可能にする憲法理念の探究のための調査旅行でもあった。なお、 内閣主義に後退し、 の大隈建議によって政党内閣主義が突出し、六月に大隈建議を見た伊藤や井上馨が政党内閣主義から訣別して超然 っていた一因は、 立として既に現れていたと指摘し、「純粋プロシャ型の井上毅構想とイギリス型の福沢=交詢社構想の中間に、 後に構想された三つの立憲制論の中に、「主権者天皇」「機関説天皇」「象徴天皇」の三つの構想ができたとされ、「主 が一体となって国政の責を負うが政党内閣は許さないという、 権者天皇」と「機関説天皇」の両義性は、一四年政変以後の明治憲法の起草過程で、井上毅と伊藤博文の主張 ヤ V そして、 型憲法論)に立っていたことにあったとの理解を示していることに注目しておきたい。(エラ) わば、 はもっぱら天皇大権主義と超然内閣主義の連合として進み、 四年一月の熱海会議の時点では超然内閣主義と政党内閣主義が未分離のままで立憲制の導入がめざされ、 日本の天皇制の進むべき道を教導する憲法理念の探究、 明治憲法が、 その起草の中心にあった伊藤博文が、井上馨と同様の修正イギリス型憲法論 井上毅らの天皇大権主義に接近し、これ以後明治二二年二月の大日本帝国 時には「天皇大権主義」的に見え、 時には「天皇機関説」的に見えるという両義性を持 伊藤博文らの中間型が存在していた」と分析して 民間にあっては兆民型の議会主義が勢力を失い それは同時に英米仏型の立憲制 坂野潤治教授は、 その解釈に従えば [憲法発布までの間 明治一四年の政変前 (あるいは修正 に対抗しうる理 三月 内閣 プロ の対 明

ま た この伊藤博文の憲法取調のための旅の随行員は九名で、 その顔ぶれは以下の通りである (役職は当時

のも

のである)。

伊東巳代治・参事院議官補 山崎直胤・太政官大書記官

平田東助・大蔵少書記官 西園寺公望・参事院議官補

寺田正春・外務少書記官 河島醇・大蔵権大書記官

岩倉具定・参事院議官補

三好退蔵・司法省特派法律取調員判事

廣橋賢光・参事院議官補

院の組織等を調査すべしとの特命を宮内卿徳大寺実則より受けている。西園寺らに対する命令書に曰く、 なお、 西園寺以下3名は、 別に伊藤の指揮の下に立憲君主国に於ける皇室制度、 貴族の国家に尽すべき義務、上

同

参事院議官補

西園寺公望 岩倉具定

同

廣橋賢光

今般伊藤参議ニ随行歐州へ被差遣候ニ付同人ノ指揮ヲ受ケ左之事項可取調事

のは、

立憲君治國ニ於テ皇室ニ関スル制度典章

貴族ノ制度及貴族ノ皇室ニ對スル各般ノ事

貴族ノ國家ニ尽スヘキ義務及上院

ノ組織

明治十五年三月十一日

宮内卿 徳大寺実則」 (平塚篤編 『伊藤公手記秘録』二四頁)

本の國體の淵源と精華とを究明することも緊要と考え、 また、 右記 の伊藤の演説にあるように、 伊藤は、 欧州における憲法の原理と運用とを調査研究すると同時に、 参事院議官井上毅にこの任務を担当させることとし、 日

がって、

井上を随員には加えなかった。

当時三七歳)について講義を受け(五月二五日から七月二九日まで)、モッセの講義が夏休みに入った八月上旬から当時三七歳)について講義を受け(五月二五日から七月二九日まで)、モッセの講義が夏休みに入った八月上旬から 月末までベルリン大学のグナイスト(Rudolf von Gneist, 当時六七歳)教授及びその高弟モッセ(Albert Mosse, 発、五月七日にローマに到着したのち、同月一六日にベルリンに赴き、同月一九日にはグナイストと面会、 伊藤ら一行は、 一八八二 (明治一五) 年三月一四日に東京を発ち、横浜からゲーリック号に乗り込み、 欧州へ出 以後七

月三一日まで合計一七回とされる。そののち一一月上旬から再びベルリンで主としてモッセからドイツ憲法学の講 約三カ月間ウィーンのシュタイン 義を受けたのち、ブリュッセル、ロンドンそしてモスクワを経て、 ったらしい)を受けた。ここでシュタインから伊藤が体系的に連続して憲法講義を聴いたのは九月一八日から一〇 翌一八八三(明治一六)年八月三日夜のことであった。 (Lorenz von Stein, 当時六八歳) ナポリから帰航の途につき、 の講説 (実質的にはホテルにおける談話であ 横浜に戻ってきた

論

とされている。

ドイツ、

オーストリアの当時の両碩学に学んだわけであるが、

周知のように伊藤は、

この間

日本政

前述のようにベルリンでルドルフ・フォン・グナイスト及びその高弟のモッセに学び、 ーレンツ・フォン・シュタインに師事して、憲法のみならず、中央、 こうして伊藤ら一行の滞欧は、 明治一五年四月から一六年六月末まで、一年三ヵ月余に及ぶ。この間、 地方の行政組織等に関しても教えを受けた オーストリア、 ウ 伊藤: ィーンで

である。 府当局者に対して憲法調査の進捗状況その他をほぼ逐一書き送っている。その主要な書簡は、 '伊藤博文秘録」、『伊藤博文関係文書』『井上毅傳・史料篇』等にほぼ網羅されている。これによれば、 両碩学に対する印象、 実質的な評価には大きな隔たりがあった。 それは、 伊藤の語学力にも関係していたよう 『伊藤博文傳』 伊藤にとっ 一中巻、

憲法取調 経済学教授 全く解することのできない伊藤は、 講義を約二カ月間聴いたが、その根本の思想、 おいても「独逸ノ文語ヲモ不解ナリシテ」と書き送ったのち、八月四日付山縣有朋、 とも述べている。 未ダ着手ノ順序ニ不到」としながらも、「三四日前有名ナル学者グナイストナル先生ニ面晤、 そこでモッセの講義が夏休みで一時中断した間に、 このうち、ベルリン到着の一週間後の五月二四日付大蔵卿松方正義宛書簡では、「追々取調一条モ頼込置候位ニテ 伊藤自身に憲法学の下地ないし素養がなかったことから、 の困難を理由に滞欧の一年ないし半年の延期を申し出ている。 (行政学、 けれども、「グナイストの態度は頗る冷淡」であったとされ、伊藤の七月一一日付井上毅宛書簡に(ミタ) 国民経済学、 財政学、 当時のベルリン駐在の日本公使、青木周蔵を通訳にたて、 法哲学の講座を担当) 考え方に共感することができなかったと推測されるが、ドイツ語を 伊藤は、 この講義から得るところは少なかったようである。 オーストリアのウィーンに転じてウィーン大学政治 ローレンツ・フォン・シュタインの講説を聴く 伊藤がグナイスト教授やその高弟モッセの 井上馨、 其説ノ端倪ヲ聞得候 山田顕義宛書簡では、 教授の講義を聴いて

自由に話したという。

間清雄等であるが、それを実証する確実な資料を欠き、その間の経緯は不明のままである。{ロタ 口 ことになる。 は諸説がある。これらの諸説において名を挙げられるのは、ベルリン駐在公使青木周蔵、外国人法律顧問ヘルマン・ ェスラー、 因みに、一八八二年の講義のためにシュタインを伊藤一行に紹介ないし斡旋した人物は誰かについて 同ポール・マイエト、 河島醇、福沢諭吉、 前オーストリア駐在公使井田譲、 ウィーン臨時代理公使本

に赴き、 したとされる(『伊藤博文傳』中巻二八五頁)。 の依頼を受け容れて、 この問題はともかくとして、伊藤は、 翌日シュタインに面会し、憲法調査の任務を帯びて渡欧した旨を告げて講説を依頼、 一般国家組織の根本義より英、 伊東巳代治、 伊藤はシュタインとの面会の際の印象を八月九日付岩倉具視宛書簡 岩倉具定、 仏 独の三国の政体の異同に至るまでその蘊蓄を傾けて講述 河島醇、 吉田正春らを従えて、 シュタインは、 八月八日ウィ 伊藤 ーン

シテ、 シ 昨日スタインニ一面識仕候而モ、 ı タインは伊藤に大きな感銘を与えたようである。 以テ小生ノ感格ヲ興起セシメ申候……」(平塚篤編『伊藤博文秘録』(一九三〇)二九二頁) 既ニ其説ク所、 英仏独三ケ国ノ国体及ビ其国ノ学師等ノ主説トスル所ヲ分前 それは何故か。 シュタインは、 語学が堪能で、 七カ国

各国 の関係で特徴的なこととして、シュタインの側にーグナイストやモッセと異なり― で気分的に楽であったらしい。このことも伊藤の感銘の要因の一つであろう。(30) (英 独 仏 の比較法的方法をとったことが挙げられたり、さらに、伊藤の憲法調査におけるシュタインと(ミロ) シュタインが伊藤の理解できる英語で語り、 そのため伊藤も英語で会話することができたの このほかにシュ 極めて周到な用意があったこと タインが Ξ 1 ū ツノペ 45

同時に、 シュタインの対日関心の強さを示す証左とされており、この指摘には注目しておきたい。 伊藤の感銘や傾倒 (伊藤の有名なシュタイン心酔) もそこから生じているとの指摘も存する。このことは

論 月一一日付書簡の中で次のように記し、欧州への憲法取調の所期の目的を達成したことを感得し、 ための憲法理念ないし理論をここに見出したことを意気軒昻として語っている。曰く、 こののち伊藤は、早くも本格的にシュタインの講説を聴く以前に、六月一二日付岩倉具視書簡への返書である八 日本の天皇制の

勢は、今日我國の現情に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候。報國の赤心を貫徹するの時機に於て、 其功験を現はすの大切なる要具と奉存候て、心私に死処を得るの心地仕候。将来に向て相楽居候事に御座候。」、「伊 道可申上候。 「博文来歐以来取調の廉々は、 國家組織の大體を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大権を不墜の大眼目は充分相立候間、 実に英、 米 佛の自由過激論者の著述而巳を金科玉條の如く誤信し、殆んど國家を傾けんとするの 片紙に尽兼候故不申上候処、 独逸にて有名なるグナイスト、 スタインの 追て御報 に就

藤博文傳』中巻二九六一二九七頁)

る予算不成立の場合に処すべき方法に就き、周到なる考慮を廻らすべき旨を答えている。そののち伊藤は、八月三 國會の開かるゝを賀せず」との意外の言葉を聴き、 を受け取り、急ぎウィーンよりベルリンへ立ち戻り、指定当日に参内したところ、ドイツ皇帝が、「日本天子の為に、 伊藤は、ドイツ皇室からドイツ皇帝ウィルヘルム一世及び皇后より八月二八日を以て陪食を仰付けられる旨の電報 ュタインに対する同様の心情は、 大蔵卿松方正義宛の九月六日付の答書たる書簡でも吐露されている。この間 盛意を拝承して大いに覚る所ありと述べ、且つ議會の反対によ

學者が悪を世海に流したるとに依り、

其結果自由民権の説世の風潮を為し、

「千八百期の末年に当り、

雄衆を籠絡して己が功名利達の志を遂ぐるの好時機を作り、

て帝位に昇り、兵威を以て四隣を懾伏し、其勢を以一時佛國の民心を維持する事を得たるも、英雄の通患として、

書簡において、 〇日にパリに赴き、 信を表明した上で、 欧州における状況を報道し、且つこれまでの研究の結果を叙述、 シュタインへの心情を率直に吐露している。 渡仏中の有栖川宮に謁見し、 同地に暫く滞留している。そして九月六日に至り、上記の松方宛 先ずイギリス流の立憲政治を排して、 将来の立憲政治の運用に関する所 曰く、

ず、 藤博文傳』中巻三一一頁) たる所に非ずして、沿革興亡七八百年間の変遷の力に依り、自然に今日の體を為したりと云も誣言にあらず。」(『伊 出したる一例ある而巳。英人は自國に適当せるを以て、最上の政體なりと誇称するも、 更迭を為すが如き、 明治二十三年に至り、 如斯は則純然たる君権完全の政治に非ずして、英国の古今無比の一種なる政體を数百年間の沿革に依り作り 所謂議會政府〔パーリアメンタリー、ガブルメント〕の我日本に適せざるは不俟論而巳なら 縦令憲法を定め國會を興すも、決して彼等が希望する國會の衆寡を以て内閣宰相の進退 彼等が祖先の抑も予期し

続いて、J・J・ ルソー を 「誤見の學者」と断じ、 「民権、 自由、 協和 (共和) 論の余毒の人心に感染」 するを忌

避して、曰く

佛國王家擅横の事跡あると、佛國乱を好むの質あるとに依り、又ルソーが如き誤見の 乃ち那勃烈翁が当初民権を主唱し、志を得るに至り 終に革命変乱に至て勢ひ窮まり、 24 巻 1 号

論

るに至て止む。 勝に乗じ無飽の欲を逞したる為に、歐州連衡の力を養成し、之に抗し、竟に一敗地に塗れ、 而して歐州連衡の力を以て、那勃烈翁を滅却したるは、即ち歐州の各王家なり。 絶海孤島の囚人と為 (中略)民権、 自

电 に憲法を公布し國會を開くに至る。是れ此間の大略なり。」(『伊藤博文傳』中巻三一二―三一三頁) 那勃烈翁三世機に乗じ、 協和 (共和)論の余毒尚人心に感染して、時ありて起伏し、千八百四十年間再び佛國協和論を生ずるに至り、 大統領の職に当る。而して四十八年歐州一般の風潮を為し、 独澳共に内乱を醸成し、 終

そして、シュタインに対する心情を吐露して、曰く、

「小生八月上旬より維納に遊び、 (『伊藤博文傳』中巻三一三—三一四頁) 有名なるスタインに就き、 其説を聞き、 実に得る所不少と心窮に楽み居候処、」

帝の勅語と大同としながら、そのグナイストの論では「憲法に會計の事を掲ぐるは、予算書を國會集会の目前に読 出る勿れ、 能く注意し、 て彼等の指揮に従はざる事を不得、是れ國政萎摩して不振の基を開き、彼等飽く事なきの求め、 を徴する不能とか、 む事を得、 こののち、 若し其権を國會に譲れば、 國會は之を論ずる事を得ると云に止むべしとの事なり。 國法を定め、 前期のドイツ皇帝よりの「意外の言葉」に言及し、「竟に日本の形勢不得止して國會を開くに至らば、 國費供給する不能とか、國會に會計全権を挙て委するが如き失策に陥る時は、 而して縦令如何様の事あるも國費を徴収するに、國會の許諾を不得は不出来様の下策に 内乱の基と知るべし」とのドイツ皇帝の勅諭を紹介し、グナイストの論も皇 決して國會の承諾を得るに非ざれば、 終に國君を廃し、 政府は手を束ね 政府歳

タル・ガブルメント」を敵視している。山田宛書簡には、立憲政治の実を挙げるため適当なる地方自治制度の設置(ミヨ) 協和政治を創立せんと云ふに至る、各國同一般なりとの説なり。」と説明している。他方、 起こして、曰く を説く下りも存するが、ドイツにおける政令の厳正なるを叙述し、 開陳されている見解を見ると、明治一四年の政変前後の井上馨の立場寄りの、やや自由派に近い立場が影を潜め、 については、八月二七日付の山田宛書簡を「自ら御一覧被下候事と愚考仕候」と述べて、参看を促してい 「君主は憲法の上に在りと云。」と述べるように天皇大権主義の立場に接近しており、イギリス流の「パーリアメン そこで、その内務卿山田顕義宛の書簡が注目されることになるが、前記九月六日付の松方宛書簡と共に、そこに 従来の伊藤の立場についての反省の弁から説き シュタインの説の「大略

ば、 ること往々之あり。 が如し。小生西洋の再遊する以来、独逸各邦の政権を主持して一歩も假さゞるを見る毎に、前日の非なるを悔ゆ るに本づかざることを得ず、必竟自由民権論の波及する所、政権統一の源を削弱せしめたると云も、 体人心の政府に向て怨心を懐抱するの根底あるべき理無之、 家の意を候せざるに在り。是小生一己の私言に非ず、孛國の有名なる學師輩と談ずる毎に、 · 勿論如貴書所謂二三党派の主領たる者、教唆煽動、賤民を迷溺せしむるより如斯の時勢を醸成する儀にて、 皆衆口同音に此言を以て忠告せり。 因て想ふ、今日の政略は充分に政権を拡張して、道理の在る所は苟も曲従して彼の教唆煽動 (中略 要するに七八年間政令寛大に失し、威厳地を払ひた 我日本の現情に及べ 誣言に非る

ず、 今日孛國の富國強兵以て國民の安寧幸福を維持且増殖する所以の者、決して自由民権の種子より生じ来るに非 是皆先王の遺法遺徳の余光にして、苟も然る者に非るなりと。 此論政治學術上の議に非ずと雖、 又眞然なり

時勢との差別ありて、 と思はざるを得ざること、事物に触れて、感ずること之あり。 彼を以て是に移す可からざる論を俟たずと雖、 斯く謂も各國固より其固有の形行きと、遭遇する 其精神に至ては之を我國に推すも、 決して

理に悖らざる者ありと信ず。小生西来僅に三月余、 組織より政治學の要領及び憲法公法の解釈等を聞くを得て、 學ぶ所知れた者と云も、幸に良師に逢ふことを得て、 独逸學者の説く所の民権の各種、 其幅員廣狭の度合 邦國の

英沸學者の主眼とする所と異なる者あるを発見すること屈指に遑あらず。」(『伊藤博文傳』中巻三〇二一三〇

四頁

得ざる者あるべし。」として自治制度に関する自説を述べ、 せること」も指摘して、曰く、 意見を開陳するにつき、英仏の「パーリアメンタル・ガブルメント」にも触れ、さらにロエスレルの「自由に傾斜 将来憲法を採用し、國會を開く前に「地方の組織、 山田からの伊藤宛書簡の中で言及された「政社」につき 府縣會の権限、 選挙の方法等多少増損改定せざるを

國なり。 意を含蓄する者なり。 状の如き者には非ず。我國の現状は政党に非ずして徒党を結び、衆力を以て君主権を削弱又は破却せんとするの て、 政権を掌握す。之を称してパーリアメンタルガブルメントと云。 「字國の憲法には、 勿論充分に立入り之を監督することを得るなり。政党は議會あれば自から現るゝ者なれども、今日我國の現 國會の衆寡に依り、 政社は法を以て制限し、且時に於て之を中止することを書載せたり。 之を明言すれば反逆党の外に出でず。 政府の根軸を動揺することなし。独逸學者の主とする所は、 英佛にて政党の國會に於て多数を占めたる者の領袖 独逸は決して如斯者にては無之、純然たる立君 君主國は君権を明瞭完 此法と云は警察法にし

理と合せざる者なり。 の箇條上文の意と齟齬する者往々之ありと雖、 らずと為せり。 全するに在り。 此権の完全ならざる者は、其名君主國と雖、 故に憲法を立て國會を開くも、 ロエスレルの説は自由に傾斜せることを往々発見せり。此人孛國の政治に反対家なり。」 是れ千八百五十一年頃の形勢より来る者にして、邦國組織學の眞 君権を分割するに非ず、君主は憲法の上に在りと云。 協和主義を混同する者にして、理に悖ること少なか 孛國の憲法

(同・中巻三〇四―三〇五頁)

これに続けて、

シュタイン招聘につき言及して、

曰く

小生此便井上外務卿えの書中に、 将来の為め良結果を得ること疑なしと信ず。然し當今現に維納府の大學の教官にして、 澳國の學師スタイン氏を我國に聘し度きことを勧告せり。 随分榮地にあれば、

若し現今の弊を矯

相當の待遇を要すること論を俟たず。」(同・中巻三〇五―三〇六頁)

イン傭入」を慫慂する書簡を送付するが、 さて、伊藤の独墺における憲法調査にあってはベルリンでのグナイスト、モッセの憲法学講義とウィーンでのシ ここにもシュタインに対する伊藤の並々ならぬ傾倒が窺われる。こののち外務卿井上馨に数度にわたって「スタ 周知のようにシュタインは老齢を理由に招聘を固辞することになる。

超然内閣主義を志向する方向へ傾いていったのであり、 なかったとみられる伊藤が、そこでの研究により、 タインの講話が最も重要な位置を占め、 それらに最も多くの時間が費やされた。 議会制度も設置するものの、 岩倉―井上毅流の天皇制の概念枠組に親近性を示すことに 近代法学についてほとんど素養 政党内閣はこれを排し、

なったのである。

論 研究は、 時の政府の主要な人物とシュタインの交流の概要をかなり具体的に、我々は知ることができる。ただ、 伝える史料として今日まで遺されているものは見当たらず、その内容は、不明のままである。 講義」として今日に伝えられているが、この他にも、 小松宮彰仁親王、陸奥宗光、藤波言忠らに為した講義の筆記録、 シュタインより英語で行われた憲法講義は、伊東巳代治がそのまま筆記したのち和訳され、「大博士斯丁氏 前記の九人の少壮官僚たちの協力のもとに行われたと推測されるが、彼らの協力と研究調査活動 シュタインの講義をウィーンに聴きに来た黒田清隆、 あるいは谷干城の「洋行日記」も存し、 この点の解明が、 伊藤の調査 の内容を 海江田

四 明治期日本における西欧法制への全面的転回―法の継受と法学の継受をめぐって―

題として残されてきたと言えよう。そして、この点は、本研究の課題でもある。

(--) フランス法の模倣

明治政府の指導者たちの西洋法への全面的転回を決断させた決定的な動機は、 というのが定説とされ、この点が一つの特徴を形成している。加えて、三カ月章教授が指摘されたように、こうし う点に在り、 とを断行した背景には、いろいろな動機が存在していた。すなわち、近代化への強い国民的希求もさることながら、 ないが、それらは断片的なものに過ぎず、ほとんど無縁、無関係とすら言える西欧の法制度を全面的に継受するこ ところで、日本が、明治維新後それまでの自国の伝統を切断して、全く西欧法に関する知識がなかったわけでは 西洋法への希求は、不平等条約の撤廃という特定の政治的目的の達成のための手段として構想された 前述のように政治的目標の達成とい

課

この

の西洋法制として日本が学ぶべき対象としてフランス法が選択されたのは当然で、

明治新政府の西洋法導入の過程

そこで法典法主義

時点において世界の法典法国の大勢において先進性を誇っていたのはフランス法であり、

さらに続いて民法典

(いわゆる旧民法)

領域に注がれ、

は必然的な成り行きであった。 る能力はなく、 た動向に主導的な役割を果たしたのが、 もそも西洋法についてほとんど知識も経験もなかった日本人には、このような西洋法制の導入という仕事を遂行す 命を賭けた政治家であったこと(すなわち法律家の不存在) そのために多くの法律顧問としての外国人(お雇い外国人) 法律家ではなくて、 むしろそのような政治的目標の達成に己れの政治的生 ŧ 特徴の一つとして挙げることができる。 が動員され、 その協力が求められたの

択が行われることになる。 選択問題があり、 が 認識されないまま推移するが、 選び取られていく。 結び付いている判例法主義が切り捨てられ、 さらに学ぶべき西洋法、すなわち、「泰西の法」としての英米法、ドイツ法、フランス法の差異は、 フランス法の区別が自覚され、伝統の欠如する日本に移入すべき法として、その国の伝統と極めて緊密 前者を選択した段階で、今度は法典の最先進国であるフランス法と未整備のドイツ法との間で選 すなわち、 やがて、 明治初年においては、 判例法主義をとるイギリス法(アメリカ法)、 大陸型の法典法国の体制を模倣しつつ近代法制を整備してい 大陸法のとる法典主義か英米法のとる判例法主義かとい 法典法主義をとる大陸法たる 当初明確には

アソナード (Boissonade) が法律顧問として招聘されたことは周知のところである。 彼の立法活動は、 の中で、 当初フランス法の優位が圧倒的な形で見られ、かくて一八七三年フランスのパリ大学の正教授であったボ 先ず刑事法の

その成果は一八八〇(明治一三)年公布、一八八二(明治一五)年施行の旧刑法や治罪法に結実し、

の編纂にかれの渾身の努力が傾注されるが、

有名な法典論争の結果、

53 24巻1号

提出したとされ、

論

説 である。 九二(明治二五)年の第三回帝国議会での施行無期延期議決により、結局施行されないまま廃止の運命を辿ったの なお、 ボアソナードには、 明治八 (一八七五) 年に司法卿より日本憲法草案の起草を命じられ、 同草案を

梧陰文庫所収の「ボアソナード答議(二)」(明治一四年一一月一四日付)の中でも「蓋シ、曩こ

法備考」なるものの存在が知られており、この史料に関する研究が近時進められていることに注目しておきたい。 草案そのものは発見されていないようである。ただ、ボアソナードの手になる憲法関係の史料(ミラ) 当時彼が憲法草案起草に関わったことは間違いのないところであるが、今のところ、ボアソナードの起草した憲法 千八百七拾五年、 請ニ依り起草シタル所ノ憲法草按ニ於テモ、予巳ニ之ガ確証ヲ与ヘタリキ」と述べられており、 (和文) として「憲

ii ドイツ法への転換

ランスではなくて、 場合、明治国家の体質と深い共通性を持ち、将来その体制を維持するのが適当と判断されたのは、 ら激しくなって来る国会開設、憲法制定の要求運動に対応して、先ず憲法を制定するということが政治課題とされ ンであり、それが天皇制を中核に据えつつ、国民の人民主権の要求を抑え込むような国家体制の範型とされたので たという政治情勢である。この事業の準備調査のため、 き模範としてクローズアップされてくることになる。このような方向転換を惹起したのが、明治一〇年代の中期 に対して及ぼしていたフランス法の優位が動揺し、 が、こうしたフランス法への傾倒は長くは続かず、そのときの政治情勢により、明治初期に圧倒的な影響を日本 すなわち、このようなドイツ法への転換(鞍替え)は、 ヨーロッパの中でも比較的後進的な立場に立っていたドイツ諸邦、 その移入が断念され、これに代わってドイツ法が日本の学ぶ 前記伊藤博文の欧州憲法調査が行われたわけである。 一つには天皇制国家に適合した法体制の模索の結果 とりわけその覇者プロ 当時の共和制フ この イ

ず似通った状況で近代国家への脱却を企図していた日本、特に明治政府の指導者たちの心情に訴えかけるもの大で は、 への傾斜を強く示していくことになるのは当然で、 法たる憲法のあり方がプロイセン(ドイツ)型に決定された以上、その下における日本の法制が全面的にド あったことは想像に難くない。 ツの軍事的、 アピールしていたこと、そして第三にプロイセンとフランスの戦争が前者の勝利のうちに終結したことによるドイ する帝国統一法として結実し、ナポレオン時代に形成されたフランスの諸法典に対して、その法としての斬新さを 導によるドイツ統一に伴い、 フランス法の優越からドイツ法の優越への転回の契機となった。 また転換の第二の要因として、 政治的、 文化的進出(フランスの退潮とドイツの興隆) 新しいドイツの法典編纂の動きが一八七七 結局、 明治憲法はプロイセン憲法に範をとって制定されることになるが、 明治初年の時点では考慮の対象外に置かれたドイツ法が、 ドイツ法への転回は半ば必然的な現象と言え、 を、 (明治一〇) 挙げることができる。 年に各種の司法法規を中心と ドイツと少なから プロイセンの主 明治憲法 玉 [の基本 0 イツ法

彼は、 ヴ ってい 論は が 有していたことが指摘されているが、一面反動的な面も合わせ持っていたことも新たに指摘されている。すなわち、 ナードと異なり、 アレントな性格を示している」といわれる。 因みに、 我ガ國体」に適しない法理であることも述べ、このような穂積の思想は 主権者の意思中心、 るとして、 法思想を大きく三つのもの、 前記明治期の法典論争の後、 日本はその思想を採り入れるべき旨を主張している。 反自然法論の立場にたち、 フランスの法理論は社会中心としていずれもこれを排し、 「国家中心」「社会中心」「主権者の意思中心」の三つに分類し、 新たな民法典の編纂に当たった三人の法学者のひとり、 また、 ドイツ法の優越は、 ある意味で法社会学の父であり、 民法典の起草者である当時の有力な民法学者で フランス法の基調をなす 「当時の日本の学者のある種のアンビ ドイツが国家中心の法思想をと 実証主義、 科学主義の 穂積陳 一社会なる観念」 イギリスの 重 は)側面 ジボア 法理 シ

たのである。

ある穂積陳重、 富井政章をして当時のフランス法学をあまり評価させず、ドイツ法学を高く評価させることとなっ

(≔) 法の継受と法学の継受(法律継受と学説継受)について

的に保持しているのである。第三に法の「規範」の面とそれを動かす「機構・手続」 界の法系を三分する存在を時を異にして次々と遍歴し、これら世界の法の代表ともいうべき複数の法の特徴を重層 勢の産物として変転することに迫られたという事態は、法の摂取にあたっての方向転換が必ずしも徹底的ではなく、 倣と遍歴、 体的な論 る人間の養成)の順に手がつけられ、結果的には極めて特徴的な不均衡が看られたということである。この点の具 また最も見栄えのするところから手がつけられ、 す人間的「主体」の面の不均衡、 日本法の基層にフランス法、 転換以前のそれぞれの法の伝統の温存がはかられており、そこに異なる法系の思想の併存を看て取ることができる。 しているということである。第二に異なる法制の重層的集積、日本における西洋法の継受が、 記三カ月章教授は、 証が今日の課題として提示されていると言えるであろう。 日本の法は、 フランス法、ドイツ法、アメリカ法という具合に、その模倣する対象を目まぐるしく変更 日本における西洋法移植の特徴として以下の三点を指摘されている。 中層にドイツ法、そして上層にはアメリカ法といった具合で、日本の法律制度は、 新興国日本が西洋法の諸要素を移入するにあたっては、最も容易なところから、 つまり一「規範」、二「機構・手続き」、 の面とその機構・手続を動か 三「主体」(手続を運用 法の外にある政治情 すなわち、 第一に模 世

明治憲法の制定以降、

法典論争の結果として生まれた民法典、

続いて商法典、

刑法典、

刑事訴訟法典等も次々と制

明治期に法制の面でドイツ法への転回、

その優勢が見られたわけであるが、プロイセン憲法に範をとった

24 巻 1 号 56

られる。

た「日本法」が、

日本の社会にどれほど根付いてきたか、

る「生きた法」はないだろうか、

もしあるとしたら、それが継受された法律を拒絶しているのか、変容させて

日本の社会には継受された法律と違った土着の法、

継受したが「法」は継受したのか、「法律の継受」と「法」の継受とは一応分けて考えるべきではない

さらに、このことは「法における土着と外来」(継受法と在来法の二重構造)という問題、

ではないかとの指摘に接するとき、この「学説継受」という概念の意味を認識することの重要性が(w)

でなく、法学のあり方や法律研究の方法についても、 定されるが、それらはいずれもドイツ法を範として為されたもので、ここにいわゆる「六法」のすべての領域にお いてドイツ型の法典を持つこととなった。 そして、 ドイツ法の影響は法制の面におい ドイツ法学の決定的影響が存したことも夙に指摘されてい て非常に大きく見られただけ

する優位) る法学とは、 継受も非常に重要な意義を帯びてくることになろう。特に、ドイツ法が本質的に「学説法」であり、ドイツに 法文化の転換の一過程として捉えられるという視座に立つならば、法典や法律の継受でなく、 度をドイツ法やドイツ法学的に説明し、体系化してしまったものがあるために、条文との関連がはっきりしなくな ここに「法の継受と法学の継受」の問題がよこたわっている。 のであると同時に、 っているものがあります。」と指摘されることがある。このような指摘は、ミコン 例えば、「日本の民法学は、日本民法典に則して検討や説明を進めるのではなくて、フランスに由来する規定や制 が、当時の日本の法学者にとってそのアイデンティティを確立するために有益だったので模倣されたの 法律理論が法典にさえ優越する地位と権威を有するとするサヴィニー以来の考え方 当時のドイツ法学あるいはドイツの学説の継受の問題への関心を惹起してくれるものである。 継受が単に法規範や法制度の受け入れにとどまらず、 前記の日本法の重層性を如実に物語るも 法学の継受や学説 (学説の実務に対 おけ

7 9/ 娄 1

継受され

法律は欧米から一層増すと考え

きた法との間のギャップの問題とは別に、 という問題、 また、「継受された法と在来の法意識の二重構造」という図式の認識の問題、 継受された法典によって在来の法意識が変容するという動的な過程に注 書かれた法と生

論 に移植し、 とどまるというわけでもない。」という認識が提示されている。 けではないし、 を見失わないということ」の重要性が強調され、「外来のものは、外来(舶来品)であるというだけで価値があるわ るべき旨が説かれている。そこでは、「法における『地域的なるもの』に着目するのと同時に、『普遍的なるもの』(35) 裁判所で適用される法)と民衆法(取引界で行われる法や日常生活で行われる法)の二重構造の問題にも目を向け 目する必要性は、 根付かせるという試みは、 それが直ちにわれわれの生活に根付くという保証もない」し、「逆に外来のものは必ず『借り物』に かなり以前から意識されてきたものであるが、近時においては、「学識法(大学で教えられる法や 風土にあわせた変容を被りながら、どの程度まで成功したのであろうか。こ 西欧伝来の憲法典を日本という東洋(極東)

のような問題意識に立った検討の必要性も認識しておくことが重要である。

年のドイツの統一の完成後、憲法をはじめとする公法の諸法源(並びに私法の諸法源)が制定されると、 の法学者たちにとって、 に立つという、 らゆる営みのうちでも最も枢要なものであって、法実務に対してのみならず法典や法律に対してさえも法学は優位 例が選び取られていったのである。先に明治憲法制定後の明治、大正期におけるドイツ法学の圧倒的な影響につき の国の法典を包括的に継受するのではなく、法の分野毎に 当時の法学者の大部分が圧倒的にドイツ法学に傾倒した理由の一つとして、法学こそが法をめぐるあ 前述のように、 特殊ドイツ的な法学の自己理解が挙げられていた。そして、このようなドイツ法学は、当時の日本 自らの存在意義を弁証してくれる最良の模範であったというわけである。また、 日本の外国法継受はいわゆる「選択的継受」であったといわれる。つまり、 (場合によっては条文毎に)日本の実状に見合った立法 公法学に 一八七一 ある特定

にあっては、 ネッ ツェ ち国法学 (Allgemeine Staatsrechtslehre) であったわけである。けれども、 うことになる。ここで要求されたのは、 の解釈 学がドイツの文献に頼ったのは、 うなドイツ法学のあり方を日本の法学がその成立期に自らの手本とし、この意味でのドイツ法学の 家学の系譜に属する理論であった。 治国家建設の「準拠理論」、あるいは統治構造を支える「知的源泉」として選び取ったのは、 0 て何を論ずべきか、 文は当時最も反動的な憲法と評されていたプロイセン憲法よりも一段と国権主義的であったから、 な例が、 とってドイツ帝国の実定法こそが考察の出発点となり、ラーバント (Paul Laband) をはじめとする公法学者たちの Jellinek) などの、 実定法を扱ったラーバントの著作ではなくて、 クのそれとは隔たったものであったと言える。 (Hermann Schulze) の憲法理論ないし国法学理論の考え方に近く、 てのドイツ国家学であり、 が常に明 まさに明治憲法下の憲法学において見出されるとの理解が示されている。 次第に実証主義的公法学の標榜する「法学的方法」 沿憲法の解釈に直接役立つとは限らず、 既存の理論的・概念的枠組をもって実定法を分析し、 多かれ少なかれ理論的な著作の方が我国の憲法学者たちに好まれたのは当然の事態であったとい という学問のパラダイムそのものをドイツの学問から輸入したのであり、 その理論は、 単に憲法典がプロイセン憲法を範として制定されたからではなく、 しかも、 実定法の解釈学ではなくて、 これらいわゆる「国法学の いわばブルンチュリ (Johann Caspar Bluntschli) やヘルマン・シュ むしろゲオルク・マイヤー (Georg Meyer) やイエリネック (Georg 伊藤博文らが学んだシュタイン国家学は、 明治憲法制定後、 の立場の優勢に伴って駆逐されてい 整理し、 いわば憲法の理論枠組、 ラーバント、 『国家学的』方法」の立場は、 明治憲法の起草を担った政府当局者が明 日本の法学者たちは、 体系化することとされたが、 この理解に依ると、 ゲオルク・マイヤー、 あくまでも「体制の学 したがって、ドイツ まさにこのド 理論的基礎、 むしろ憲法学とし プロイセン 「継受」 く運命を担う 明治憲法の条 当時 本国ドイ イ すなわ の このよ 1 Ó 憲法 · ツ 国 顕著 エリ 憲法

説 三年をシュトラスブルクのラーバントのもとで過ごして彼の影響を受けて帰国してきたため、井上毅は、そのこと(3) 二月ドイツ留学から帰国するが、井上毅の推奨にもかかわらずシュルツェには師事せず、四年半の留学期間のうち ことになる。因みに、穂積陳重の弟で帝国大学法科大学教授として憲法講座担当者となる穂積八束は、明治二二年(33)

論 を理由に『憲法義解』共同審査会のメンバーから穂積八束を外している。この時、審査会のメンバーとして、金子を理由に『憲法義解』共同審査会のメンバーから穂積八束を外している。この時、審査会のメンバーとして、金子

穂積陳重、富井政章、末岡精一の各帝国大学教授、大蔵参事官阪谷芳

堅太郎を除く憲法草案起草関係者のほかに、

郎らが選ばれている。また、他方において、美濃部達吉の憲法学理論にあっては(たとえば、同『逐条憲法精義』(4) (一九二七)六○九頁等参照)、ドイツにおける学説動向を反映して、もはやグナイストやシュタインの国家学は関

心の対象外にあり、ラーバント、イエリネックの憲法学説への傾倒が如実に見られ、顕著な対照を示している。(④)

事態をも視野に収めて、伊藤博文の憲法調査における随員たちの活動内容等、今日まで必ずしも充分に解明されて V ない部分についても、検討を加え、日本における西洋法継受の鳥瞰図を得ることを当面の課題とするものである。 本稿は、以上のような「学説継受」という問題意識を念頭に置きつつ、明治・大正期のドイツ法学の隆盛という

- $\widehat{1}$ 明治憲法の制定(二・完)」久留米大学法学第一三号(一九九二)八三頁所引による。 ヨーゼフ・ピタウ著、内田文昭訳・日本立憲国家の成立(一九六七)山崎将文「ローレンツ・フォン・シュタインの社会王制と
- 2 佐久間穆訳・ウィーンの日本(一九九〇)、前掲山崎将文論文八五頁所引による。 ペーター・パンツァー著、竹内精一、芹沢ユリア訳・日本オーストリア関係史 (一九八四)、パンツァー、ユリア・クレイ著、

- 3 芳賀徹・岩倉使節団の西洋見聞― 『米欧回覧実記』を読む(一九九〇、 日本放送出版協会)。
- 4 ―」西川・松宮編・幕末・明治期の国民国家形成と文化変容(一九九五)二五頁参照| 「現在からみればほとんど狂気の沙汰であろう」との指摘も存する。西川長夫「序」日本型国民国家の形成―比較史的観点から
- 5 立と大蔵省―留守政府と大蔵省二―」法学第四三巻第四号(一九八〇)も参照 坂野澗治・日本政治史=明治・大正・戦前昭和=(一九九三、放送大学教材)三〇一三一頁、 また、 関口栄一「岩倉使節団の成
- (6) その経緯については、前掲関口栄一論文に詳しい。
- 7 泉三郎・明治四年のアンバッサドルー岩倉使節団文明開化の旅 (日本経済新聞社、 一九八四
- (8) 前掲西川長夫論文二五頁参照。
- (9) 坂野潤治・前掲書七四頁参照。
- 11 10 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第一巻(一九七三)一六四頁参照 岩倉具視は、既に同年七月に「大綱領」「綱領」「意見」(その実質的起草者は井上毅) を政府に提出し、

漸進的には先ずプロシ

- 12 13 江藤淳・明治を創った人々(一九九二、日本放送出版協会)五八頁参照 坂野潤治・前掲書七○頁参照 流の大権内閣制より立憲制に移行するとの見解を表明していた。
- 14 られると予想される攻撃をかわすに必要な理論的武器を身に付けること、伊藤の名声に対する異常な自信と情熱が、伊藤の欧州滞 ジョージ・アキタ著、荒井孝太郎、坂野潤治訳・明治立憲政と伊藤博文(一九七一)一一七頁以下参照。ここでは、 憲法に加え
- 在の動機として挙げられている。また、 大石眞・日本憲法史(一九九五)七六頁以下参照
- (15) 坂野潤治・前掲書七四―七五頁参照。
- 16 周知のように、グナイストの講義が実際に存したかについては、これを疑問とする見解がある。 (一九六二) 五七○頁参照。また、大石眞・日本憲法史の周辺(一九九五) 五頁参照 稻田正次•明治憲法成立史•上

論

- <u>17</u> 八〇)六二七頁参照 早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインと明治憲法の制定」関西学院大学商学論究第二七巻第一・二・三・四号合併号(一九
- 19 18 を伊藤一行に紹介したのは誰かという疑問自体は無意味であるし、それはせいぜい直接にシュタインとコンタクトをとったのは 三五〇頁に収録。さらに、大石眞・前掲書日本憲法史七八頁参照 なお、前掲山崎将文論文八五-八六頁は、既に講義を受ける九年前に伊藤は、シュタインに心酔していたのだから、 吉野作造「スタイン・グナイストと伊藤博文」改造第一五巻第二号(一九三三)七五頁参照、同選集第一一巻 『開国と明治文化 シュタイン
- $\widehat{20}$ 江藤淳・前掲書五九頁参照。

誰かという疑問に置き換えられるべきであろうと述べる。

- 21 前掲山崎将文論文六六頁参照
- 22 前掲早島瑛論文六二七一六二八頁参照
- 化し、ドイツでの見聞から従来の、やや自由派よりの態度を反省し、滞欧中の伊藤の憲法観は、 づいたようであると指摘している。 坂野潤治・前掲書七八―七九頁は、伊藤がドイツとオーストリアでの勉強の結果、彼が明治一四年政変当時よりも明らかに保守 相当に井上毅の天皇大権主義に近
- 24 三ヶ月章・日本人と法(一九八四、日本放送出版協会)五三-五五頁参照、同・法学入門(一九八二)五六以下参照。
- 25 大久保泰甫・日本近代法の父・ボアソナード(一九七七、岩波新書)九二頁参照
- $\widehat{26}$ 法備考』を手がかりにして-」法制史研究四四(一九九四)四三頁以下参照 井田進也「『立法者』中江兆民」同・中江兆民のフランス(一九八七)所収、矢野祐子「ボアソナードの憲法構想 -小田切本
- 27 三ケ月章・前掲書五七―五八頁参照。
- $\widehat{28}$ 同・民法論集第五巻(一九八六)一六〇頁以下参照。 星野英一「日本民法学の出発点―民法典の起草者たち―』東京大学公開講座・明治・大正の学者たち(一九七八)一九七頁以下、

- (29) 三ケ月章・前掲書六〇一六一頁参照。
- 30 学びあい、影響を与えあっている。……したがって西洋法学の『継受』研究にあたっては、 西洋諸国の法学相互間の関係も充分に考慮に入れなければならないのである。」と指摘する。 この点に関連して、海老原明夫教授は、「ドイツ・フランス・英米の法学は、実は相互に隔絶しているわけではなくて、 一国だけに視野を限定することなく、 同「ドイツ法学継受史余滴・法の継 相互に
- 31 星野英一「日本民法典・民法学におけるボアソナードの遺したもの」比較法史研究2(一九九三)三八二頁参照

受と法学の継受……その三」ジュリスト九九九号(一九九二)九頁参照!

- 32 石部雅亮・笹倉秀夫・法の歴史と思想(一九九五、 放送大学教材)六〇頁参照
- 揭論文三九二頁参照 海老原明夫「ドイツ法学継受史余滴・法の継受と法学の継受……その二」ジュリスト九九七号(一九九二)八頁、 星野英一·前
- (34) 星野英一・前掲論文三八三、三九五頁参照。

大村敦志「開発法学の可能性―日本民法典一〇〇年を振りかえって」書斎の窓(有斐閣)一九九七年一・二月号五四頁参照

35

- (36) 海老原明夫・前掲論文「その二」八頁参照。
- (37) 海老原明夫・前掲論文「その三」八―九頁参照。
- 38 頁 瀧井一博「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成(一)」法学論叢第一三三巻第一号(一九九三)四三 同論文「(二・完)」同誌第一三三巻第五号一〇二頁参照、 さらに、 海老原明夫「ドイツ国法学の 『国家学的方法』 について

国家学会百年記念 国家と市民』第一巻(一九八七)三五三頁以下、栗城壽夫「ヘルマン・シュルツェの憲法理論」梧陰文庫研

- 長尾龍一・日本憲法思想史(一九九六)四二頁参照。究会編・明治国家と井上毅(一九九二)六四七頁以下参照。
- (4) 稲田正次・明治憲法成立史・下巻(一九六二)八八二—八八三頁参照(39) 長尾龍一・日本憲法思想史(一九九六)四二頁参照。

41

憲法義解

(岩波文庫)「改題」(宮沢俊義) 一八〇頁参照